

松山市危機管理指針

松 山 市

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	目 的	1
第 2 節	定 義	1
第 3 節	危機管理の体系	2

第 2 章 市の責務

第 1 節	基本的責務	3
第 2 節	職員の責務	3

第 3 章 危機管理の基本方針

第 1 節	事前対策	3
第 2 節	応急対策	4
第 3 節	事後対策	5

第1章 総則

第1節 目的

この指針は、松山市における危機管理に関する基本的事項を定め、総合的かつ計画的な危機管理対策を講じることにより、様々な危機から市民の生命、身体及び財産を保護し、安全、安心のまちづくりに資することを目的とする。

第2節 定義

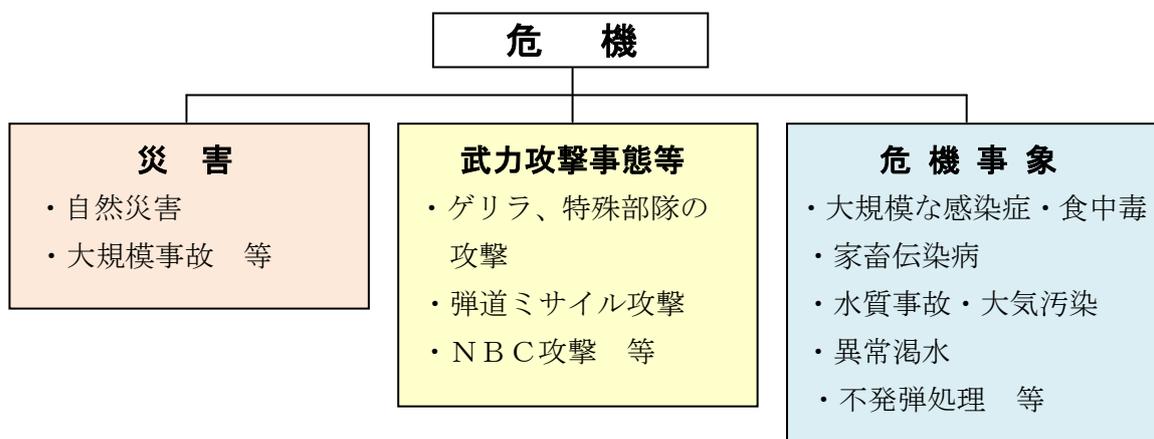
この指針において使用する用語の定義は、次のとおり定める。

1 危機

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に被害を与える事態」、又は「市民生活に支障を及ぼす事態」をいう。

この指針において、危機は「災害」、「武力攻撃事態等」、「危機事象」の三つに大別して定義する。

【危機の分類】



(1) 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(2) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2項及び第3項で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」並びに第22条第1項で定められている「緊急対処事態」をいう。

(3) 危機事象

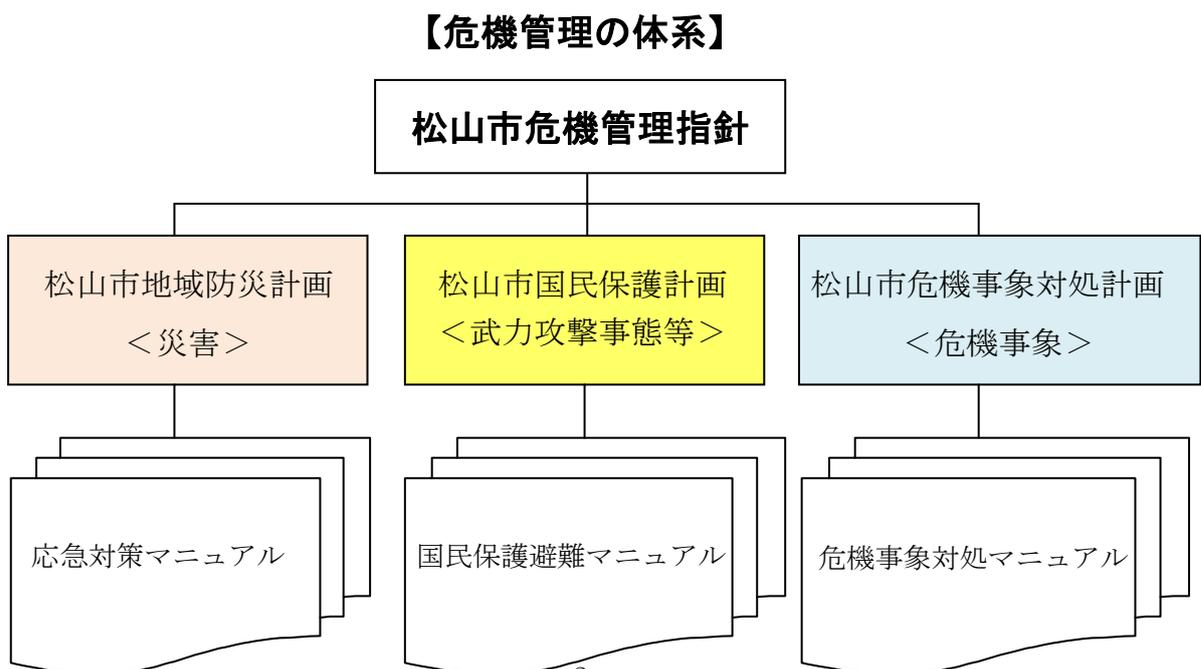
危機事象とは、市民の生命、身体及び財産に被害を与える事態、又は市民生活に支障を及ぼす事態のうち、災害及び武力攻撃事態等を除いたものをいう。

2 危機管理

危機管理とは、危機発生の未然防止策や、発生した場合は、その被害を最小限にするための対処方針、また危機収束後の復旧方策などをいう。

第3節 危機管理の体系

この指針の具体的な実施は、災害対策基本法に基づく「松山市地域防災計画」、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に基づく「松山市国民保護計画」及びこの指針に基づき策定する危機事象に対処するための「松山市危機事象対処計画」によるものとする。



第2章 市の責務

第1節 基本的責務

市は、危機の発生を未然に防止するための施策を講じるとともに、危機の発生に際しては、市の有する機能を最大限に発揮し、国、県、他の地方公共団体及び関係機関等と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進する責務を有する。

第2節 職員の責務

職員は、常に危機管理に関する知識・技術の習得に努め、市民の範となるべき行動をとりつつ、危機発生時は、直ちに対応する事務に従事し、かつ市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を有する。

第3章 危機管理の基本方針

第1節 事前対策

危機の発生を想定した事前対策を講じることにより、発生 of 未然防止や被害の軽減を図る。

1 危機に関する調査研究

想定される危機を予め分類整理し、「災害」、「武力攻撃事態等」、及び「危機事象」に区分し、それぞれ事象ごとの調査研究を行い、予防対策や被害の軽減策に反映する。

2 予防対策の実施

危機の特性に合わせ、ハード、ソフト両面の対策を講じ、被害の軽減を図るものとする。

3 対応体制の整備

危機に対処するための連絡体制や対策本部などの体制の整備を図り、迅速かつ的確に対応する。

4 訓練・研修の実施

様々な危機を想定した訓練や研修を実施し、危機管理に関する知識・技術の習得に積極的に取り組む。

また、訓練終了後には検証を実施して十分な効果を発揮できるよう努める。

5 物資、資機材の整備

施設や設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるように努める。

6 関係機関等との連携協力体制の強化

危機発生時に、迅速かつ的確な応急対策が実施できるよう、平常時から関係機関等と連携・協力の体制づくりを推進する。

第2節 応急対策

市は、危機発生時に、被害や影響を最小限に止めるための応急対策を実施する。応急対策では、本市組織の能力を最大限に活用し、市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に収束するため最善を尽くす。

1 危機発生時の組織体制

危機発生時には、関係部局が直ちに初動体制等を取り、機動的かつ横断的に対応する。

また、危機の規模や被害等が拡大し、全庁的な対応が必要な場合には、対策本部等の組織体制に迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行う。

2 対処方針の決定

危機発生時には、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な対処方針を決定する。また、これを職員及び関係機関等に周知徹底し、確実に応急対策を実施する。

3 関係機関等と連携した応急対策の実施

危機発生時に、被害や影響を最小限に抑えるために、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急活動・消火活動などの応急対策を実施し、事態を迅速に収束する。

なお、危機の内容や規模、被害状況により、他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、迅速に応援を要請し活動体制を強化する。

4 市民への情報提供

危機発生時に、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報を、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供する。

また、情報内容は、正確性を確保するとともに、市民に分かりやすい情報となるよう努める。

第3節 事後対策

事後対策では、危機の収束後に、市民生活の回復を図るため、被害者等の支援などを実施する。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

1 市民生活の安定・復旧

危機の収束後には、市及び関係機関等は相互に協力して、被害者等の生活援護、地域経済の復旧支援等を行い、市民の生活の早期回復と自力復旧の促進に努める。

2 点検・検証

市は、危機の収束後に、危機管理全体について総合的な点検及び検証を行い、事前対策及び被害の軽減などの改善策を明確にして、各計画やマニュアルに反映する。

松山市総合政策部

危機管理課